

- あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知することとし、紛争当事者はその主張等を補佐する者及び代理人を期日に出席させることができることとした。
- (6) あっせん案（第7条関係）  
あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又は意見書の提出を求め、あっせん案を作成・提示することができることとした。
- (7) あっせんの打ち切り（第8条関係）  
あっせん員が、あっせんを打ち切ることができる場合を次のとおりとすることとした。  
ア 紛争当事者があっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。  
イ あっせん員が提示したあっせん案について、紛争当事者が受諾しないとき。  
ウ その他あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認められるとき。
- (8) あっせんの申請の取下げ（第9条関係）  
申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項を取り下げることができることとした。
- (9) あっせんの終結事由（第10条関係）  
あっせんの終結事由は次のとおりとすることとした。  
ア あっせんにより事件が解決したとき。  
イ 紛争当事者間において事件が自主的に解決されたとき。  
ウ あっせん員があっせんを打ち切ったとき。  
エ あっせんの申請の全部が取り下げられたとき。
- (10) あっせん手続の非公開（第11条関係）  
あっせん員が行うあっせんの手続は非公開とすることとした。
- (11) 守秘義務（第12条関係）  
あっせん員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととし、その職を退いた後も、同様とすることとした。
- (12) 雑則（第13条関係）  
この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとした。
- (13) 委任（第14条関係）  
知事の事務を熊本県地方労働委員会に委任できることとした。
- (14) 附則  
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則
-----

熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則をここに公布する。

平成15年3月7日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第1号

熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則

(目的)

第1条 この規則は、知事が行う労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という。）のあっせんに関し、必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの対象)

第2条 あっせんの対象とする事案は、個別労働関係紛争であって、県内に所在する事業所の労働者及び使用者が当該個別労働関係紛争の当事者であるものとする。ただし、当該個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争

(2) 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争

(3) 国家公務員及び地方公務員を当事者とする紛争（国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第2条第4号の職員、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であって地方公営企業労働関係法（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争を除く。）

(4) 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員を当事者とする紛争

(5) 労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争

(あっせんの申請)

第3条 あっせんを希望する労働者又は使用者（以下「紛争当事者」という。）の一方又は双方は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「あっせん申請書」という。）を知事